

計量制度に関する課題検討会（第3回）

議事録

日時：平成28年3月18日（金曜日）13時30分～16時30分

場所：経済産業省別館1階101-2・103・105会議室

議題

1. 「計量制度に関する課題検討会」報告書 とりまとめ
2. その他

[配付資料]

資料1 「計量制度に関する課題検討会」報告書（案）

[配付資料（参考資料）]

参考資料1 出席者名簿

出席者

[委員]

石渡 祐一郎	川崎市 計量検査所 所長
太田 秀幸	独立行政法人 製品評価技術基盤機構 認定センター 所長
片桐 拓朗	一般財団法人 日本品質保証機構 理事
河住 春樹	一般社団法人 日本計量振興協会 専務理事
後藤 一夫	日本電気計器検定所 理事
根本 一 (高辻委員代理)	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター 法定計量管理室長
高増 潔 (座長)	東京大学大学院工学系研究科精密工学専攻教授
田中 正廣	一般社団法人 日本環境測定分析協会 会長
戸谷 嘉孝	東京都 計量検定所 所長
堀井 茂	一般社団法人 日本計量機器工業連合会 専務理事

(敬称略、五十音順)

[説明者]

田中 康之	一般社団法人 日本計量機器工業連合会 理事・はかり部会長
小島 孔	一般社団法人 日本計量機器工業連合会 常務理事
村松 徳治	一般社団法人 日本計量振興協会 常務理事

(敬称略)

【ご挨拶等】

○三浦計量行政室長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第3回計量制度に関する課題検討会を開催いたします。

本日は、ご多忙のところご出席を賜りまして、ありがとうございます。事務局の経済産業省産業技術環境局計量行政室長の三浦でございます。

この検討会につきましては、公開で行いますとともに、配付資料、あるいは、議事録も公開ということとなっております。また、写真撮影につきましては、今回につきましては議事の終了後にも時間を設けてございますので、よろしく願いいたします。

また、資料につきましては、メインテーブルの皆様におかれましては、前回同様、iPadにて配付しておりますので、そちらのほうを適宜ご参照いただければということでございます。

それでは、これから議事に入ります。

以降の議事進行は高増座長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○高増座長 それでは、議事に入らせていただきます。

今回は3回目で、今回が最終回ということになります。一応、今回も3時間を予定しておりますので、できるだけ皆様に協力していただいて、活発で充実した議論を行いたいと思います。よろしくお願いいたします。

今回は最終回ということもあって、資料1にあります「計量制度に関する課題検討会」報告書（案）の内容について審議をしたいと思います。

では、まず事務局から、本日の議題の進め方と配付資料の確認について、説明をお願いいたします。

○田中計量行政室室長補佐 では、事務局より、本日の議題の進め方と配付資料につきまして、お知らせいたします。

本日の配付資料でございますが、iPadにて各自ご参照をお願いいたします。また、会議の途中でiPadに不都合等がございました場合は、挙手をいただければと思います。よろしく願いいたします。

次に、本日の議題の進め方について説明をさせていただきます。

本日は、資料1の報告書（案）についての審議を行います。進め方でございますが、1ページから、最後の17ページまでについて、五つの項目に時間を区切りまして、事務局からの説明と審議を繰り返し行いたいと考えております。具体的に申し上げますと、一つ目

の区切りは「Ⅰ. はじめに」という単元でございます。二つ目から四つ目は大きなⅡ. を三つに区切って時間を設けます。最後にⅢ. の「おわりに」で、最後までご審議をいただくということになります。こちらのきょうご用意しております報告書（案）につきましては、先週、各委員の皆様にもメールで意見照会をさせていただきまして、短時間でございましたが、意見をいただきまして、ありがとうございました。そちらにつきましても事務局で検討いたしまして、反映すべき箇所を反映いたしまして、今回の資料としております。報告書に関する最終議論となりますので、今回、追記が必要な場合等は、この検討会のご議論をいただきまして、ご了承いただく、もしくは、座長に扱いを一任していただくこととして進めていただきたいと思いますと考えております。

事務局からは以上でございます。

○高増座長 ありがとうございます。

ただいまの進め方について、何かご質問とかはございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

1. 「計量制度に関する課題検討会」報告書 とりまとめ

○高増座長 では、審議に入りたいと思います。

それではまず、資料1に沿って、今、事務局から説明があったように、幾つかの項目に区切って審議を進めます。

最初に、「Ⅰ. はじめに」のところについて、説明と審議を行いたいと思います。

では、事務局より説明をお願いいたします。

○田中計量行政室室長補佐 事務局より説明をさせていただきます。

資料1の報告書（案）の1ページをごらんいただきますようお願いいたします。

「Ⅰ. はじめに」といたしまして、今回の報告書の位置づけにつきまして記載をしております。本日の審議の中で一つ一つ全て読み上げることは時間の都合上できませんが、ポイントになるところを説明させていただきたいと思います。

まず、「Ⅰ. はじめに」につきましては、3段落目以降に今回の検討会及び報告書の位置づけについて記載をしております。「このため」以降でございますが、「これらの状況について改めて計量制度に関する課題を整理すべく、「計量制度に関する課題検討会」を開催し、計量業界団体・機関、有識者、計量行政従事者等による委員からなされた要望を

聴取し、今後あるべき計量行政の基本的方向を見据えた計量制度の見直しについて検討を行った。」ここで検討会の位置づけを記載しております。

次の段落でございますが、「本報告書は、今後の本格的な計量制度の見直しを進めるに当たり、事前の整理として、検討会において委員からなされた要望を論点として以下の3つの視点に分類し、これらを実現させるために解決すべき課題をまとめたものである。」この「3つの視点」につきましては、前回（第2回）のほうでも説明をさせていただきました3つの視点になります。

一つ目が民間事業者の参入の促進、二つ目が技術革新、社会的環境変化への対応、三つ目が規制範囲・規定事項の再整理・明確化ということで、三つの項目にまとめております。

「また」以降でございますが、「また、本報告書においては、その他今後検討すべきものとして問題提起された論点については、検討会において解決すべき課題を議論していないものの、今後の本格的な計量制度の見直しにおいてこれらを取り扱うことも視野に入れて、あわせてまとめた。」こちらは、具体的に検討会の中でご意見、問題提起をいただいた論点ということで、詳しくは報告書のⅢ.の事項を指すこととなります。Ⅲ.ですので、具体的には、14ページ、15ページの内容について、この3行では指すこととなっております。こちらの「Ⅰ.はじめに」において、まず、報告書の今回の位置づけのほうを説明させていただいております。細かい表現ぶりもあわせてご審議をいただければと考えております。

事務局からは以上でございます。

○高増座長 ありがとうございます。

では、まず最初に、「はじめに」の部分について、何かご意見や追記とか修正の意見がございましたらお願いいたします。

前回、三つの項目にまとめて議論をするということをご了承いただいていると思うんですけど、以下もその分け方に基づいて記載されていると思います。何か細かい書きぶり等でもご質問とかご意見があれば。ここはよろしいでしょうか。

(なし)

○高増座長 では、ありがとうございます。また最後に全体についてご意見をいただきますので、後でお気づきの点があれば、お伺いできると思います。

では、Ⅰの審議はここまでとしまして、次に、Ⅱ. 論点及び検討課題の1. 民間事業者の参入の促進について、議論をしたいと思っております。

では、事務局のほうからご説明をお願いします。

○田中計量行政室室長補佐 事務局より説明をさせていただきます。

次に、Ⅱ．論点及び検討課題という項目に入ります。

大きなⅡ．の見方をまずご説明差し上げたいと思います。それぞれ前回までにいただいております要望、意見を整理したものとしたしまして、まず、要望の内容、主に要望の背景と内容について記載をしております。

その後に、枠組みで解決すべき課題ということで、今後解決すべき課題を記載しております。こちらの課題は、前回（第2回）の検討会でご審議をいただいたものが中心となりますが、そこからまたご意見をいただいた内容を含めて、つけ加えて入れているものもございませうという状況でございます。つまり、解決すべき課題を今後解決した上で、初めてこの要望を進められるのではないかと。この要望を進めるに当たって、解決すべき課題をクリアしなければならないのではないかとということをもとめております。そちらにつきまして、各要望を意見ごとに整理したものになってございます。

すみません、1ページにお戻りいただければと思いますが、まず、大きなⅡ．論点及び検討課題といたしまして、1．民間事業者の参入の促進という項目にて、大きく要望分類をしているものでございます。適正計量の信頼性を確保しつつ、技術力のある民間事業者等の参入を促進するための見直しを行う。これに当てはまるものについて記載をしております。

まず、（1）型式承認における試験成績書の受入れという要望でございます。内容につきましては前回にもご議論をいただきました内容ですので、大きくは割愛をさせていただきますが、例えば、ISO/IEC 17025の認定試験所が実施した試験結果を型式承認機関が認める試験成績書の一部また全部を活用して行うのを可能にすべきではないかというご意見でございます。

次に、解決すべき課題について御覧いただきたいのですが、こちらにつきまして、第2回の資料をベースにしたものプラスご意見をいただいたものを追加しております。

まず一つ目は、期待される効果ということでございますが、試験成績書の受入れによってどの程度の効果が期待されるか。例えば、審査期間が短縮される、手数料が減免されるなどについて、効果的で十分な制度見直しとなるかどうか、これについては引き続き検討が必要ということになります。

二つ目でございますが、試験成績書の受入れ判断基準及び信頼性の担保ということで

ざいます。型式承認機関が受け入れる試験成績書の判断基準及び信頼性の担保をどのようにすべきか。例えば、ISO/IEC 17025認定取得以外の要件が必要ではないか。ここで、具体的に第2回でご意見をいただいたのですけれども、例えば、17025認定試験所の信頼性担保のため、少なくともILACの署名認定機関による認定機関とするなど、何かしら17025以外の要件も必要ではないかということで、前回ではご議論をいただきました。

また、二つ目の●でございますが、MAAでは型式承認機関である産総研が参加して、MTLの審査等も行っているため、17025への適合をもって一律に試験成績書として受け入れるのではなく、産総研自身の実績データに基づいた判断の余地を与えるべきではないかというところもでございます。

また、三つ目の○といたしましては、試験成績書の受入れに伴う体制の整備ということも記載をしております。

こちらが2ページ、3ページまで型式承認の項目になります。

次に、大きな二つ目の(2)でございますが、指定検定機関の基準の見直しとしてまとめております。

現在、検定を行うことができる指定検定機関は、これは大臣指定でございますが、構造検定及び器差検定の全ての項目を行うことができる機関であることが、現在、省令で規定されております。こちらについて、いわゆる器差のみ指定検定機関を認めるべきではないかという要望をいただいております。

こちらにつきまして、解決すべき課題でございますが、まず、一つ目の○といたしまして、期待される効果・影響ということで記載をしております。これは第2回で詳しくご議論をいただいたのですけれども、一つは、地方自治体の手数料より高くても、当該指定検定機関を利用する使用者のニーズはあるかということで、今、記載をしております。前回のご議論の中で、例えば、指定検定機関だけが行うようになれば、この問題は発生しないのではないかというご意見もいただいているのですけれども、今、そこも両方検討する形で、この課題は残しております。

また、二つ目です。これも第2回でいただいておりますが、民間参入を推進する場合に、どうしても営利主義による悪影響への配慮が必要なのではないかということでございます。自治体にとっては件数が少なく、なおかつ設備を配置しなければならないとなると、維持が不可能になるのではないかというご指摘をいただいております。

また、二つ目の○では、指定の基準ということでまとめております。ここで1点、事務

局から訂正をさせていただきたいのですけれども、指定の基準の二つ目の●なのですが、「器差のみ指定検定に関する技術的及び組織的基準」、この「基準」が重複しております、すみません、ここ一つ、基準を削除させていただきたいと思います。このように、二つ目は指定の基準というところがございます。また、その中で、例えば、一般計量士の有資格要件もありますし、また、そのほかの要件も実施者に加えるべきではないかというところが課題としてございます。

あと、三つ目でございますが、これは今回の新しい課題かと思いますが、器差のみ検定以外の業務の整理ということでございまして、現在、指定検定機関には、検定業務に加えて、型式承認の試験ですとか、指定製造事業者の品質管理の調査の業務もございます。器差のみ指定検定機関を認めるのであれば、これらの業務範囲をどのようにするのか、認めるべきではないのではないかとということも課題かということで、まとめております。こちらが指定検定機関の基準の見直しでございます。

次に、(3)、4ページでございます。「指定製造事業者制度におけるISO 9001の更なる活用」ということでまとめております。現在の指定製造事業者の指定に関する省令の基準のうち、品質管理の方法の基準については、ISO 9001に統合して整合して、重複部分についてはISO 9001の認証結果の活用を検討すべきではないかという要望でございます。こちらにつきましては、前回もご議論いただきましたけれども、まずは、最新版のISO 9001を基礎とした上で、もしISO 9001の認証結果に問題が生じた場合等につきましても考えまして、例えば、社内規格類の書類の提出ですとか、サーベイランス結果の報告等を課すべきではないかというご意見をいただいております。

次に、(4)計量士の活用でございますが、こちらにつきましては、①、②ということでまとめております。①につきましては、一般計量士の登録要件の見直しというところでまとめております。一般計量士の国家試験の合格者と、計量センターの教習課程の修了者のそれぞれの実務経験を見直すべきではないかというご意見でございます。また、②といたしましては、計量士について、登録後は、技術能力の向上は各個人に任せられているので、その後の確認ですとか技術向上を図るために、更新制度や定期的なフォローアップを義務づけるべきではないかという要望をいただいております。

ここの二つ、①、②をまとめまして、5ページの枠組みでございますが、解決すべき課題を記載しております。

一つ目は、計量士の登録要件の見直しにつきましては、それぞれ資格合格コースと資格

認定コース、両方ございますが、実務経験にかわる、例えば、講習内容をどういうふうにするのかですとか、短縮する場合には実務講習をほかに受講する措置があるのではないかということに記載しております。

また、つけ加えまして、二つ目の○でございますが、実務経験期間を短縮するということがどういう影響があるのかというところです。計量管理の指導ですとか、今の計量士の業務の中において、適切に行うことができるのかということを経査すべきではないかというところを挙げております。

計量士の更新制度・定期フォローアップにつきましても、今、ここで定期フォローアップ更新制度は導入されていないわけでございますが、導入されていないことによる支障をまずは検証すべきではないかという課題を挙げております。または、民間の計量士関係団体等による実質的なフォローアップもあわせて図っていくべきではないかということも挙げております。

この項目、大きな1. では最後となりますが、(5)で適正計量管理事業所制度を挙げております。

こちらにつきましては、現在の適正計量管理事業所制度につきまして、ISO 9001やISO 10012を導入した事業所も認めるべきではないかという要望をいただいております。特に、(5)につきましては、5ページの1段落目、2段落目のところにつきましては、事前のメール照会でもご意見をいただいておりますので、そこをなるべく反映化させた形で記載をさせていただいております。

6ページでございますが、解決すべき課題といたしましては、大きく指定の基準というところで、ISO 9001やISO 10012の基準をクリアすることを求めると、今現在の基準とはまた乖離するものになるため、どういった影響があるのかを慎重に考えるべきであるというところ等を課題として挙げております。

1. 民間事業者の参入の促進の項目につきましては以上でございます。

○高増座長 ありがとうございます。

それでは、今説明があったⅡ. 1の民間事業者の参入の促進について、報告書の記載事項について追記とか修正等、ご質問等がございましたら、それぞれお願いしたいと思います。自由に、どこの部分についても構いませんので、ご発言いただければと思います。

○田中康之氏 田中衡機、田中と申します。

(2)の指定検定機関の基準の解決すべき課題のところなんですけれども、「地方自治

体の手数料よりも高くても」というところで、実際利益を上げる、上げないというのを抜きにして、人件費だけを考えたときに、本当にコスト、手数料というのが適正というか、人件費分が出ているのかなと思ったときに、なかなか出ていないのではないかというふうに感じていて、もし、これが何らかの補助金であったり、国の行政のサービスとして、コストが国から補填されたりということであれば、民間に移行したので高くなるということは、やっぱりおかしいのかなというふうに思って、結局、ユーザーさんが利益というか、その分を補填されるべきなのかなというような考えもあるのかなという意見でございます。

○高増座長 ありがとうございます。

手数料の話は結構難しいと聞いているのですが、もともと、今おっしゃられたように、どの部分をどの地方自治体がどう払っているのかということは私もよく勉強していないので知らないのですが、具体的にどういう値段が適正かというのはいろんな議論があると思うんですけど、ここについて、書き方としてはどういうふうを書くといいとお考えでしょうか。

○田中康之氏 多分、使用されている方が一番必要になる検定というのは修理検定なのかなというふうに思っていて、そうすると、修理検定であれば、どちらにしろメーカーが現地で分銅を持って行って修理をしてということなので、そこで調整業務もやってしまうので、その後に検定をやるということであれば、ほとんど同じときに、わざわざもう一回分銅を持ってきてやるという必要がないので、そういう意味では本当に手数料、お客様にとってもユーザー様にとっても、安いとはいえ二度かかっていた費用が1回で済むということであれば、決して高くはないというか、これをやることによって手数料が実質的には低くなるということだと思っているので、その点を触れていただければいいのかなというふうに思います。

○田中計量行政室室長補佐 ありがとうございます。

ただいまのご意見ですが、まず、「地方自治体の手数料より高くても」というところが、どちらかという、例えば、民間企業の事業者が実施したときのほうが高くなるということとを前提とした書きぶりで記載されているというご指摘もあるのですが、実際に手数料がどうなるかによっては、例えば、先ほどの修理検定にもありましたように、どういう検定の項目によって、どの部分がどれぐらい差があるか、あと、例えば、今の自治体の手数料の決め方にももちろんよるのですが、どの価格が適正なのかということ。本当にユーザーが負担すべき手数料が幾らぐらいであるとかということも踏まえて、この

手数料のところは議論を進めていくべきであると。そういうご意見ということでよろしいでしょうか。

○小島氏 計工連でございますが、ちょっとご提案でございますが、これは手数料に限定した書きぶりになっているものですから、例えばですけども、「地方自治体の手数料を含む検査にかかるコスト」とかいうふうにさせていただければ、後ろにつながるのではないかとこのように思います。検定手数料だけでは実際にはないわけでございますので、検定を実施する上で発生する全体のコストという意味でお考えをいただければというふうに思います。

○田中計量行政室室長補佐 承知いたしました。ここでは割と手数料に終始した記載だったので、手数料だけではなくて、もちろん、例えば手間ですとか、そういったことも含めたという意味でコストという表現ということで、検討会のご承認がいただければ、良いと思いますので、進めていければと思います。

○高増座長 では、今の部分は、手数料だけに限らず、検査なんかにかかるコストについての記述に少し修正するというところでよろしいでしょうか。ありがとうございました。

では、ほかの部分についてもご意見をいただきたいと思いますが。

○小島氏 指定検定機関の基準の見直しのところで、今議論いただいたもう一つ下の●のところなんですけど、最後のくだりに「維持が不可能」というような書き方があって、期待される効果・影響という持ち出しでございますので、むしろこれは、実際に民間が参入することで、今まで自治体が負担をしていた業務にかかるコストも含めて、一部が民間にかかわることによって、必ずそこにかかる負担は軽減されるということになるかと思っております。維持が不可能というよりは、むしろ、配置を要する計量器のみ残されると効果が薄れるとか、そういった表現にさせていただいたほうが良いように思うんですが、いかがでしょうか。

○高増座長 ありがとうございます。そうですね。そんな感じはしますけれど、どうでしょうか。

○戸谷委員 自治体の現状を踏まえた問題提起の趣旨について、改めてここで説明させていただきますと、例えば、ここでは検定の話が中心ですけれども、はかりの定期検査を例にとって、現実のお話をさせていただきます。

今、政省令上、大型とか中型、小型という定義はないのですが、便宜上、各自治体は大型、小型、中型という言い方をしているケースが多いと思います。そこにおいて、中型はかり以上、中型、大型に関しては、分銅の運搬ですとか、あとはクレーンを使ったり、極

めて検査のコストがかかるんですね。

その一方で、小型はかりというのは、代検査ができる方とか、請負能力があるわけです。これを例えば、小型だけ指定定期検査機関がやりますよということになった場合、行政コストを残った中型・大型に負担していかなければならない。そうすると、1件当たりのコストというものもかなり大きなものになってくる。そのために職員を常時配置できるか、また、運搬する車等はどうするのか、リース等も含めて、非常に大きな運営上の問題が生じるということを描きさせていただいているところがございます。これで趣旨が伝わりましたでしょうか。

○高増座長 そちらの今のお話もよくわかるんですけど、やっぱり、適正なコストとか人員配置とか、そういうところを民間参入に当たっては考えなくちゃいけないということなんだと思うんですけど、その辺の考え方はどうでしょうか。

○片桐委員 JQAですけども、我々指定検定機関では検定業務もやっていますけれども、やはり、指定の範囲を細分化とか、機種を限定するとか、そういったことをやることで、ここからは漏れるというか、検定をやる実施主体が誰もいなくなるようなものが出てきてしまうと、その残りを自治体さんがやらなきゃいけないとか、あるいは、従来からの指定検定機関がそれでもやらなきゃいけないということで、そうすると、自治体さんもそうですし、指定検定機関も維持が不可能という、言い方は適切かどうかわかりませんが、なかなか維持が難しいです。ですから、やるのなら、ある計量器の種類は全部を指定して、そこへやるような仕組みにしていかないと、本来回るものも回らなくなるのではないかと考えます。

○高増座長 ありがとうございます。解決すべき課題がいろいろ複雑だということはよく理解しているのですが、一つは、ここに書かれている、「期待される効果・影響」の2番目に書かれている話がやっぱり重要だという。不可能になるかどうかは別として。

○田中康之氏 我々ほどちらかという、本業ではトラックスケールとか大きなはかりをやっているもので、大きなはかり、トラックスケール等の、我々だと定期検査であり、もし修理のときに検定もできるとなると、お客様にとってのメリットのほうがすごく大きくて、今、修理をして、修理検定をお願いしてという形になるわけですけども、小型に限って指定検定機関が民営化されるという流れには、僕は何となくならないかなとは思っていて、大型のほうがニーズとしてはあるのかなというような気が僕はしているので、小型に限る、確かに大変だろうなと思いますけども。

○高増座長 だから、今ご指摘があったのは、そういうこともあるんだけど、やっぱり漏れてしまうような。今のお話でも、修理するときはいいんだけど、修理じゃないときは、どっちへ頼むのかというような問題もあるので、やっぱり、漏れてきてしまうところが余り出てくるのは全体のシステムとしては好ましくないということで。ですから、民間参入を推進する場合には、効果・影響の二つ目の●で書かれているような話は必要だとは思いますが、課題としては。ただ、書きぶりをどうしたらいいかは、少し考えたほうがいいですかね。

○田中計量行政室室長補佐 一つございますが、維持不可能とまでここを断定するかという点がありますので、そこについては、例えば、計量器のみを残されると効果が薄れるですとか、そういった形で表現するというのも一案かと考えます。

○高増座長 この指摘は重要ですけど、維持が不可能とまでは書かないというようなことでよろしいでしょうか。では、そこは修正させていただきたいと思います。ありがとうございました。

ほかの部分に対してご指摘を。

どうぞ、片桐委員。

○片桐委員 二つ目の○と三つ目の○なんですけども、二つ目の○は、公平性、独立性を担保すべきというところはかなり重要かと思っておりますので、受検者と特定計量器の関係が独立性がないとよろしくないかなということで、ここに書かれているとおりでいいと思います。

それから、三つ目の今回追記された部分かと思っておりますけれども、逆に器差のみ指定検定機関がふえるとなると、型式承認試験をやるところが誰もなくなってしまうおそれがあるという懸念がありますので、その辺のところを十分考慮していかないと、結果的に全部産総研さんが、今までやらなかったものもやることもあり得るのかなという心配がちょっとあります。

○高増座長 ありがとうございます。

ということで、指定検定機関の基準の見直しについていろいろご議論がありましたけど、やはり結構難しい課題があるということで、解決すべき課題に挙げた項目は、最初の二つのほうは少し修正いたしますが、全て大切だというふうに理解していただいてよろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、ほかに。

○河住委員 5番目の適正計量管理事業所制度の解決すべき課題が6ページにありますが、その最初に指定の基準にISO 9001や10012のような基準をクリアすることを求めるということが書いてございますが、「基準をクリアすることを求める」ということは提案では意図しておらず、その前のページに書いてありますように、9001と10012のマネジメントシステムを導入した事業者も認めるべきという要望ですから、必ずしも全部をクリアしないといけないのではなく、選択的に自主的に取り組めばいいということです。

それから、さらに言いますと、9001と10012国際規格を導入した事業者が、マネジメントシステムと法的要領を併用して管理することでより柔軟な活力のある制度になるという意味合いが伝わるといいと思う。クリアするでなく、選択するという表現していただくといいと思います。

○高増座長 ありがとうございます。

マネジメントシステムを活用するという話は前段階のところに書かれていて、6ページのほうは課題なので、この書き方は、基準を改正してこういうことをするということですか。

○河住委員 認証、9001とか10012を取得しないと適管事業所になれないというのではよくないのかなと。三つの基準のどれかを選べるという言い方に、もともとの提案がなっているもので、そういうことを踏まえて書いていただくといいかなと思うんですが。

○田中計量行政室室長補佐 わかりました。承知いたしました。

それで、具体的に、●の一つ目の「クリアすること」を「選択すること」への修正、こちらでよろしいでしょうか。

○河住委員 はい。

○高増座長 わかりました。では、ここは、こういう基準も選択できるというような書き方にさせていただきたいと思います。

○根本氏 産総研、根本です。よろしく申し上げます。

(1)の型式承認における試験成績書の受入れ、このところなんです、2ページの四角囲みの上のところ、型式承認においてMTLを含むISO/IEC 17025の認定試験所の試験結果の一部または全部の活用を可能にすべきとの要望があったところなんです、その下の解決すべき課題のところには、計量器の種類というものを検討するというのがちょっと抜けているような形に見えます。

本文のほうにあるOIMLのMAAという、MTLの試験データの活用を認めていると書かれてい

るのですが、こちらにも実際にははかり、それから水道メーター、日本の特定計量器としてはこの2種類。それで、日本ではその中でも、はかりのみデータの活用を認めているということですので、このあたりも十分に検討が必要かと思われま

それから、試験の全部というのはわかるのですが、一部につきましても、一部というのをどういう範囲で行うかという検討も必要かと思われま

以上です。

○高増座長 ありがとうございます。具体的にはどの辺をどう直すとよろしいでしょうか。

○根本氏 MTLの試験データの活用というところの中で、いわゆる特定計量器の種類についても、その受け入れができるものなのかどうなのかと。そういうところについても検討をするというふうな形で、例えば、期待される効果と書いてあるのですが、ここに種類というのも書き加えていただくということが可能であれば、そういった内容の検討も入るのかなと思っております。

○高増座長 では、期待される効果のところ、MTLを使うものの種類の検討も行うというようにつけ加えさせていただくということではよろしいでしょうか。ありがとうございました。

では、ほかの部分に関して何か。

○小島氏 ただいまの産総研様のほうのご提案とちょっとリンクをするのですが、1番の解決すべき課題の四角囲みの●の3番目のところに、今ご案内のありました、MAAでMTLの試験データの活用が図られているというところのご指摘がありましたけれども、この文章の中には、3行目でございますけれども、「産総研自身の実績データに基づいた判断の余地を与えるべき」ということについて、ここは当然異論はないのですが、用語として、実績データというのは過去のデータを指しまして、私のほうはむしろ、実証データ、提出されたデータの中で、一部産総研様のほうでそのデータの実証をしてみて、受け入れられるかどうかの判断も、もちろん含まれてもいいというふうに考えております。提案者側としてはそこまでも、産総研様、要するに実施側、型式承認の実施機関の裁量の中で判断をされてもいいというふうに考えておりますので、先ほど照会のあった機器の検討も、産総研様の中で提出されたデータの中を一部実証データに基づいて判断するという裁量も認めて構わないのではないかと考えております。実績データというと、過去のデータだけになりますので、初めて出す方にとっては当然受け入れがかなわないということになっ

ちやいますので、できましたら、ここは実証データというような形に直していただければ、初めて出した方のデータについても判断ができるのではないかというふうに思います。

○根本氏 ただいまの計工連様のご提案の意見ということで、内容については、私どもも、実績データというものから実証データというふうに変更していただいて、検討するというようにしていただければと考えております。

○高増座長 わかりました。よろしいでしょうか。

○石川計量行政室室長補佐 確認ですが、産総研自身の実証データに修正するという趣旨でしょうか。

○高増座長 では、実績データを実証データにするという修正でよろしいでしょうか。

○根本氏 ただいま、計工連様は産総研自身の実証データというふうに言われたのですが、これは、初めての事業者さんの申請分のデータの活用も含むように実証データというお話だったと思いますので、産総研自身のことになってしまうと、申請者のデータというふうに読み切れないのではないかというふうに思ったのですが。

○高増座長 多分、これは産総研自身が判断するということで、産総研自身のデータという意味ではないですかね。

○田中計量行政室室長補佐 もちろん、先ほどいただいた実証データということになりますと、これは産総研のものではないわけですから、産総研自身ということではないのですが、ここでは、解決すべき課題として広く課題を挙げておりますので、ある意味産総研自身の実績データの判断と、実証データの判断について、両方をどのようにすべきかということを考えるといった意味では、「または実証データ」という修正を提案いたしますが、いかがでしょうか。

○高増座長 よろしいでしょうか。

では、産総研の実績データと、どちらも含めて、実績のデータと実証データに基づいて判断する余地を与えるというふうに修正させていただきます。

では、ほかの部分についてはどうでしょうか。

どうぞ。

○河住委員 日計振の河住ですが、1番の項目なんですけど、型式承認の最初のところの出だし、1ページの論点及び課題の最初からのところに、1番で「技術力のある民間事業者」という言葉があるのですが、これは余りにも曖昧なので、もうちょっと落とした言葉、例えば、「その分野に関する専門技術力を有する」とか。2ページのほうにも、一番最初に

「技術力のあるメーカー」となっておりまして、これはやっぱり、型式承認のMTLの事業者のことをいって、そこでまた「技術力のある」とあるので、これも、例えば「試験に関する専門技術力」とか「実績を有する」とか、そんな表現がいいかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○田中計量行政室室長補佐 承知いたしました。

特に、初めにいただいた1ページ目の「技術力のある民間事業者等」というところは、何分幾つかの項目をまとめた説明として「民間事業者」という言葉を使っておりますものですから、ここは、もう少し具体的に内容について追記をさせていただきたいと考えております。2ページの「技術力のあるメーカー」のほうも同様で、修正のほうを検討させていただきます。

○高増座長 最後は、「技術力のある」というところについて、もうちょっと具体的なことを書くという修正でよろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、ほかの部分に関して、何かご意見はございますでしょうか。

では、先ほども言ったように、最後に全体でご意見を伺いますので、後でお気づきの点があれば、またそのときにご指摘いただければと思います。

それでは次に、Ⅱの2. 技術革新、社会的環境変化への対応について、同じように説明と審議を行いたいと思います。

では、事務局から説明をお願いいたします。

○田中計量行政室室長補佐 事務局より説明をさせていただきます。ページ番号は6ページになります。

中ほどの2. 技術革新、社会的環境変化への対応というところでございまして、こちらは、主に計量器の技術革新、または、計量制度を取り巻く社会的環境変化に対応し、規制対象の見直し・新たな規制の導入等を検討するものとして、まとめております。

まず一つ目は、(1)でございしますが、自動はかりの特定計量器への追加というところで記載をしております。前回(第2回)の検討会において、日計振さんのほうよりアンケート結果の説明も検討会の中でいただいておりますので、(1)の3段落目の括弧書きのところでございますが、アンケート調査の結果も記載をさせていただいております。

また、四角囲みの解決すべき課題でございしますが、やはり、規制の必要性の明確化ということで、自動はかりを規制対象とすることの明確化ですとか、二つ目の○です。期待される効果・影響につきましては、例えば、自動はかりの使用者への影響ですとか、使用者・

消費者の両方の立場に立って効果・影響を明確にする必要があるというところは、事務局としても重要と捉えております。

また、あわせまして、次の●でございますが、これは2回目に検討会の中でご意見をいただきました。例えば、検査を行う場合には、自動はかりになりますと、例えば、事前の下見ですとか、そういったものも必要になりますというご意見をいただいております。

そのほか、枠囲みの中につきましては、解決すべき課題を記載しております。

次に、(2)でございますが、基準器検査制度におけるJCSSのさらなる活用ということございまして、いわゆる基準器検査とJCSSのすみ分けの論点につきまして、記載をさせていただいております。事前のメールでの意見照会におきましても、複数の方からここににつきましてはご意見をいただいた状況ではございます。それを踏まえて事務局で精査をして、今、この記載というふうにとまとめをさせていただいております。

要望といたしましては、次に、8ページになりますが、3行目以降でございますが、制度の一本化は中長期的課題であるが、JCSS創設以降普及も進展していることから、基準器検査制度における以下の活用を検討すべきとの要望があったということございまして、中長期的課題ではありますがというところで要望をまとめさせていただいております。

二つ、①、②とございまして、①は、基準器検査におけるJCSS校正証明書の活用ということでまとめております。ここは、JCSS分銅のことについてもまとめて記載をさせていただいております。二つ目につきましては、省令へのJISの引用というところで、大きくこの二つに分けております。

枠囲みの解決すべき課題につきましては、両制度のすみ分け、これは、従前よりすみ分けについては計量制度の中では議論がなされているところですが、両制度をどのようにすみ分けるべきかというところがやはり課題であると。また、さらなるJCSSの活用に向けた精査につきましても、諸課題がございますというところでございます。

次に、8ページの下(3)でございますが、検定等の履歴を明らかにするシステムの創設、こちらは、ICタグやQRコードをはかりにつけ、検定期検修理履歴等を明らかにするシステムを導入すべきではないかというところのご要望について記載をしております。

また、(3)の2段落目以降でございますが、IoTの推進の観点からも将来的には技術的に可能になると考えられますが、計量制度におけるほかの課題の解決への応用や、新たなビジネスモデルの創出の可能性も考えられることから、現在より何らかの検討を進めることも必要ではないかというご意見についても、ここに記載させていただいております。

次に、ページをおめくりいただきまして、9ページでございますが、解決すべき課題といたしましては、制度創設の必要性については、費用対効果ですとか、具体的にニーズがどのようなもので、種類によってもニーズに差があるのでどうするかということと、規制の位置づけにして、中長期的にどのように考えていくか、どういうふうな仕組みを構築していくべきかということについて、課題を挙げさせていただいております。

2. につきましては、事務局からは以上でございます。

○高増座長 ありがとうございます。

では、先ほどと同じように、今のⅡの2の技術革新、社会的環境変化への対応部分につきましても、修正とか追記のご意見がありましたら、ご発言いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○小島氏 それでは、計工連でございますが、技術革新の(1)のところでございます、四角囲みの、●でいきますと4番目のところでございますが、対象計量器の範囲の確定について、弊会のほうからは、要望書の中でホッパースケール、自動重量選別機、充てん用自動はかりということで、紙にて要望をさせていただいているのですが、実は、1回目の検討会の折に、ここにつきましては、今現在、JISで進めている枠組みで、2番目の自動重量選別機につきましては、自動捕捉式はかりということで訂正をお願いしております、ここにつきましては、ぜひ自動捕捉式はかりということで、用語を使っていただけますようお願いしたいと思います。

○高増座長 わかりました。自動重量選別機を自動捕捉式はかりに直すということによりよいでしょうか。ありがとうございます。

○根本氏 ただいまの計工連様のご質問で1点確認をさせていただきたいのですが、自動捕捉式はかりというのは、非常に規格の中でも範囲が広いと。自動重量選別機というものが、今現在、その中の一部として入っています。ここに挙げられている自動重量選別機というのが、ある程度狭い範囲で、国内ではもう認められている計量器であると。そういう意図でこちらのほうはもともと出されたのではなかったのではないのでしょうかという、ちょっと確認なんです。

○小島氏 特定計量器でございますので、あくまでも計量結果が取引とか証明にダイレクトにつながるという縛りの中の計量器というふうに判断をいたしまして、現在の自動重量選別機以外のところも含まれて、そういった計量に使われるものを意図して直させていただきました。これは、1回目の議事の中で、そのようにお話をさせていただいております。

○根本氏 第1回のときの、たしか日計振様のご発言ですが。

○関野計量行政室室長補佐 すみません、座長、よろしいでしょうか。

ここはあくまでも課題でございますので、ここで、どの特定計量器を規制の対象にするということを議論する場ではございませんので、ここに書いてございますように、「などが考えられるが、その他にもはかりとして規制するものがあるのか」となっています。あくまでも検討すべき課題を皆様方にここでご審議いただくこととなりますので、計工連の小島様のご意見どおりでいいのではないかと思いますけれども。

○高増座長 わかりました。ご指摘はそうだと思いますので、一応、ここでは自動捕捉式はかりとちょっと広目に書かせていただいて、具体的にどういうことをやるかということについては今後の検討課題というふうにさせていただきます。

○河住委員 今のことに関しては日計振のほうもいろいろ検討してしまして、ホッパースケールと自動重量選別機と充てん用自動はかりと値付け機と、そんなふうに四つに分けて出しているのですが、ただ、そんなにこだわっているわけではないですが、先ほどの自動捕捉式はかりというのは、JISでそういうふうに決まったのですか。そういうことで、その中に自動重量選別機と値付け機と、両方そこに入っているのでしょうか。

○小島氏 はい、値付け機もこの中に含まれるので、こういう用語にさせていただきました。

○河住委員 そうですか。そういう提案をしているので、別に構わないと思います。

○高増座長 ありがとうございます。では、ここはよろしいでしょうか。

では、ほかの部分について、何かご発言はございますでしょうか。

○太田委員 8ページのところの、これは逆に、ご質問を含めて、どういう表現にしたらいいかかというところも含めて教えていただきたいのですが、解決すべき課題の中で、二つ目の丸の最初の●、「更なるJCSSの活用を図るため、双方の技術基準、運用等の精査が必要ではないか」という中で、「双方の技術基準」というところの「双方」を、もし可能ならば明記したらいかがでしょうかというところで、この意味されているところを、少しもし文章を書けるのであれば、書いたほうがいいのかなとも思うんですけど。この意味を含めてなんですけども。

○高増座長 8ページの解決すべき課題の二つ目の●のところということで、「双方」という言葉です。

○田中計量行政室室長補佐 「双方」は基準器検査とJCSS制度ということになりますので、

書き下すとしたらそこを記載するということになります。

○高増座長 JCSSと基準器検査と両方のということ。そういうふうにわかりやすく書かせていただく。

では、JCSSの活用に向けたところで、更なるJCSSの活用を図るため、JCSSと基準器検査の両方の技術基準運用等の精査が必要ではないかというふうに、少し修正させていただきます。

どうぞ。

○村松氏 日計振の村松です。

8ページの基準検査におけるJCSS校正証明書の活用の中の解決すべき課題、●、最後のほうですが、「JCSS分銅が基準器として活用された場合、製造事業者への負担が」と書かれているのですが、この製造事業者についてはもう既に使えるものですので、これは「指定」が抜けているというふうに考えておりますけど、いかがでしょうか。指定製造事業者は通常の基準器を使わなきゃいけないので、そのところの再考をお願いしたいと思います。

○高増座長 「指定」を入れるということ。

○田中計量行政室室長補佐 ここで、すみません、指定製造事業者ということだと、指定製造事業者がここでは基準器を持っているのでということでしょうか。

○村松氏 上のほうに、基準検査におけるJCSS校正証明の活用ということで、2行目に「例えば届出製造事業者及び届出修理事業者が保有する基準分銅は、基準器検査に合格したものの又はこれと同等」ということで、JCSSの持つことがとられていますので、したがって、最後の法定検査をする定期検査及び指定製造事業者は、現在のところ、JCSS分銅を使うことができないわけですね。そういうことで、このところは「指定」を入れたほうが正確という意味です。

○関野計量行政室室長補佐 事務局ですけれども、これは、例えば、大きい分銅とかで、まだJCSSが整備されていない分銅とかもございまして、現に届出製造事業者がJCSS分銅を持たれている部分については今のご意見のとおりなんですけれども、もう少し広い意味で捉えたほうがいいと思ひまして、私ども事務局としましては、「指定」を入れずして、製造事業者としておいた方がいいのではないかと思いますけど、いかがでございましてでしょうか。

○高増座長 どうでしょうか。

○村松氏 それは構いませんが、もしそうであれば、少し何か追記をしていただいて、今おっしゃられたようなこと、そうすれば、より私のような誤解をしなくなるのではないかというふうに思いますが、よろしくをお願いします。

○高増座長 今の事務局のお話だと、基準のところだけじゃなくて、もっと全体的なシステムとして負担がふえる可能性があるということが検討課題だということなので、ちょっと何か。

○田中計量行政室室長補佐 もう少しここは丁寧に記載するように検討いたします。

○高増座長 わかりました。その辺をちょっと書き加えさせていただくということによろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほかの部分はどうでしょうか。

○関野計量行政室室長補佐 先ほどの太田委員のご質問のところ、恐らく、趣旨からすると、精査というと、JCSSの基準を見直すのかという話と捉えるというふうに、私はちょっと今、理解しましたので、「精査」というのを、例えば「比較」というふうに修正させていただくということによろしいでしょうか。すみません。では、●の下から2番目の「精査」という部分を「比較」というふうに修正いただければと思います。

○高増座長 8ページの囲みの中の二つ目の●ですか。

○太田委員 比較して、必要に応じては検討するということです。

○高増座長 二つ目の黒丸の「更なるJCSSの活用を図るため」ということで、「双方」というところに加えるということと、あと、運営等の精査のところ「比較を」という言葉を入れて直すというようなことによろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、一応Ⅱの2まで議論が終わったということで、ちょうど手ごろな時間なので、ここで10分ほど休憩をとって、14時50分から再開したいと思いますので、それまでに皆様、お席にお戻りになっているようお願いいたします。

では、しばらく休憩したいと思います。ありがとうございました。

(休憩 午後2時38分)

(再開 午後2時50分)

○高増座長 では、引き続きまして、Ⅱの3以降の審議について、行いたいと思います。

では、今までどおりで、Ⅱの3. 規制範囲・規定事項等の再整理・明確化の部分について、まず、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○田中計量行政室室長補佐 では、事務局より説明を進めます。

ページ番号は9ページから14ページまでとなります。こちらは、2.の論点及び検討課題の三つ目の項目でございます。規制範囲・規定事項等の再整理・明確化につきまして、論点をまとめております。現在の規制に関して、その範囲、規定事項等を再整理又は明確化し、適切なものとするための措置を図るものでございます。

(1) 計量証明事業の最低設備等の見直し・指導でございますが、計量証明事業者が所有すべき特定計量器等の機器、これを「最低設備等」と記載しておりますが、使用されない機器も現在含まれているというところも要望の中でございましたので、その設備の見直しや、また、区分の細分化についても議論を進めたいということでございます。また、2回目の検討会のときに、数年に一度の定期的な見直しの仕組みも導入すべきなのではないかというご意見も賜っておりますので、こちらについても記載をさせていただいております。

下の枠囲みの解決すべき課題でございますが、まずは、最低整備等の見直し・指導ということでございまして、具体的にどのように選定するか、選定する仕組みをつくるかということでございます。また、最低設備等の運用に対して、自治体ごとの指導の差異があるということも要望の中ではいただいておりますので、こういったものも国、自治体、業界団体等が意見交換を重ねて、差異を埋めるように協力していくべきかと考えております。

次に、(2) 計量証明検査の在り方についての見直しでございまして、こちらにつきましても前回ご指摘をいただきまして、計量証明検査の在り方についての見直しというふうに項目をしております。こちらにつきましては、この中で、例えば、検定との関係によるものや、免除規定の運用、また、計量証明検査に係る手数料、また、登録の指導について、全国で均一な解釈運用を求めるべきではないかというご要望をいただいております。

こちらにつきまして、解決すべき課題といたしましては、まずは、検査期間・免除期間について、現状の検査期間ですとか免除期間の合理性を検証すべきではないかと考えております。また、地方自治体間の統一的解釈の必要性ということも、課題ではありますので、検証すべきであると考えております。ただ、手数料につきましては、自治体ごとに条例等で定められていることは考慮すべきと考えております。

また、あわせて、既存の計量証明事業者、特に、環境計量証明事業者への影響というふうに○の三つ目で記載をしておりますが、これは、これまでの中で、例えば、ISO 9001ですとか、ISO/IEC 17025を取得されている事業者がほかの計量証明検査の免除規定を受けられるようにすべきではないかですとか、適管の可能性があるのであるようにすべきではないかという

ご意見をいただいておりますので、こういったところについては、既存の計量証明事業者への影響を考える必要があるのではないかとこのところを課題として挙げております。

(3)でございますが、計量器の規制ということで、ここでは、この項目を、計量器の規制の中で、①から順番に論点ごとに区切って、⑤までまとめたものとしてございます。

まず、①でございますが、修理後検定における届出済証発給制度の創設ということでございます。こちらにつきましては修理事業者の話でございますが、今、計量制度に影響を与える修理を行うと検定証印の除去をしなければならないという決まりになっておりますが、こちらにつきまして改善してほしいというご要望をいただいております。

解決すべき課題でございますが、次の10ページから11ページに参りますが、やはり、事例としては現状の規定ではタクシメーターの話もあるのですけれども、それとは異なるもので、今回のご要望については修理を行ったものをどうするかという話でございますので、こちらにつきましては、計量法における修理の根幹に関する問題であるので、そこから許容されるかどうかというところなどがございます。

あと、あわせて、これは前回の検討会の中でいただいたご意見でございますが、事務手続の課題としてもありまして、これによって新たな事務手続が自治体に発生することもありまして、運用面はまたどうするのかという課題も別の面ではありますというご意見をいただいております。

次の②でございますが、計量器に修理実施者を示すロゴ等の貼りつけの義務づけということでございますが、こちらにつきましては、現在、計量器の修理品については修理事業者名の明記が義務づけられていないというところもあるので、もともと修理されているかどうかもわからない。修理事業者名もわからないというケースに製造事業者が責任を問われることがあるために、そのロゴを貼りつけるべきではないかと、そういうご要望をいただいております。

こちらにつきましてはの解決すべき課題というところにつきましては、これは前回の議論どおりでございますが、義務づけすることによって計量器の信頼性が高まると言えるかどうかですとか、もしくは、修理事業者への新たな負担の精査は必要というふうに記載をしております。

次に、③でございますが、初回の定期検査免除期間の統一ということでございまして、こちらは、項目名もこちらで精査をして、書きぶりを変えたものとしております。内容といたしましては、平成5年の改正計量法施行時の附則の話でございまして、そのときに追

加された非自動はかりについて定められた附則につきまして、20年以上経過しているのも、この経過措置を削除すべきではないかというご意見でございます。

また、今回、この中で、小型はかりについても、事前の意見照会でご意見をいただいたのですけれども、正確には小型はかりだけではありませんので、「小型はかり等」という表現にしております。

次の12ページになりますが、解決すべき課題というところでは、こちらにつきましては、個別計量器ごとの精査が必要ということで、現在はまとめております。

次に、④計量器販売事業者の遵守事項の追加というところでございます。こちらにつきましては、定期検査の事前調査の話からなるのですけれども、現在、都道府県知事が当該定期検査を行う区域の市町村の長が事前調査を行うことができるというふうになっておりますが、やはり、定期検査を行うに当たっては、事前に計量器の所在を把握することが重要であるというところから、今回、販売事業者に対して、遵守事項の中で購入者の了解を得て、都道府県知事等に連絡する旨の努力義務を追加すべきではないかというご要望をいただいております。

解決すべき課題の中では、販売者は具体的にどのような形で購入者の了承を得た情報を連絡することになるかということで、まず挙げさせていただいております。あわせて、販売事業者に遵守事項を義務づけたとしても、計量器の使用者が異なる使用目的、この使用目的というのは、具体的には、例えば取引証明に使うかどうかというところの観点なんですけれども、異なる使用目的とすることは避けられないので、効果が期待できるかどうかというところもございます。

次に、⑤なんですけれども、検定証印・定期検査済証印の年号表記及び表示方法の統一ということでご要望をいただいております。前回のときには年号表記に着目した説明をしたのですけれども、年号表記とあわせて表示方法の統一ということでございまして、例えば、貼りつけシールにすべきではないかというご要望という認識をしております。

こちらにつきまして、解決すべき課題といたしましては、これは前回の議論でも同様でございますが、他の制度、他の制度というのは計量法内のということでございますが、計量制度内の他の制度でも同様の規定があるために、統一の年号表記及び貼りつけシールの導入について、検討する必要があるということでございます。また、あわせて、計量器ごとにスペースですとか、そういった問題もございますということを記載しております。

次に、(4)商品量目制度でございます。こちらにつきましては、まず、①の他法令の

規制との関係整理・規制の簡素化ということでございますが、こちらでは第1回のときに説明をさせていただきましたが、自治体からの意見照会の中での意見ということで、こちらの意見がありましたという照会をさせていただいております。こちらにつきましては、商品量目制度における現在の規制を、例えば食品表示法や、ほかの基準、そういったものに一本化するべきではないか、他法令との整合を図るよう検討すべきではないかという意見をいただいております。また、商品量目公差表を簡素化する、シンプルにしてほしいというようなことについても意見がございました。

こちらにつきましては、解決すべき課題としては、運用ベースで、まずは改善に向けて実施をしていくことが必要であるということをお知らせさせていただきます。

続きまして、商品目量制度の②でございますが、OIML国際勧告に従った極少量商品の規制追加等ということでございますが、こちらは、5グラム未満の許容誤差の創設などについて要望をいただいております。

こちらにつきましては、前回議論になったところなんですけれども、解決すべき課題のところ、今、OIMLの国際勧告では9%という設定がございますが、これをそのまま導入するというのではなくて、そのまま適用するというのではなくて、また、日本の商品量目制度に整合的な規制を検討する必要があるということで、どのようにすべきかを考える必要があるということで、お知らせさせていただきます。

最後でございますが、(5)の質量分率と体積分率の明確化ということでございまして、wt%やvo%等の表記というところでございます。こちらについて、明確にわかるようにすべきではないかというご要望をいただいております。

こちらにつきましてはの解決すべき課題は、前回のとおりでございますが、長年の運用で国内に定着しているものであるために、ISOなどの、また、国際度量衡総会などの国際的動向と国内への影響の両方を勘案すべきではないかというところでまとめさせていただきます。

事務局からは以上でございます。

○高増座長 ありがとうございます。

では、この部分についても同様に追記、修正等のご意見がございましたら、ご発言をお願いしたいと思います。

○田中正廣委員 日環協の田中でございます。

書かれている内容は私どもで特にないのですけれども、誤解を招くといけないのでちょ

と補足させていただきますと、10ページの解決すべき課題の白丸の三つ目の●の最後の「計量器以外の新たな基準の導入等は、規制強化になる場合もある」と、こういうことでくくられているのですが、私どもは、実は、ISO 9001あるいは17025を持っている事業者は会員の中でも3分の1を超えています。それで自主的に取り組んで17025等を持っていることを、いわゆるインセンティブとして評価していただけないかということで、計量法での届けと同時に、これも適用せよということではないので、その辺だけはちょっとご理解いただければと思っております。

もう一つは、解決すべき課題ではないのですが、その上の●です。「計量証明検査が自治事務であることを念頭に置いて云々」とあって、「検証すべきではないか」ということになっているのですが、実は、計量検定所が私ども事業所へ立ち入りするときにお持ちになっている非公開のマニュアルが、今後公開できるような資料になるかどうかということ、検証すべき中に入れていただきたいと思っています。というのは、M&Aで、例えば、東北の会社が大阪に事業所を設立したりとか、いろいろ自治体をまたがって一つの会社ができつつありますものですから、そういうところの統一性という意味からも、できればそういう検証の中に含めていただけないかという、要望でございます。

○高増座長 まず、最初の点ですけど、解決すべき課題の三つ目の●のところですね。規制強化になる場合もあるという書きぶりよりは、

○田中正廣委員 十分私どももよくわかる意味なんですけど、一般の方が聞いたときにとどきつけないかなど。要するに、計量証明書を持っているのに、またこれも取得しなければならぬのかという意味に取られてしまいかねないので。

○関野計量行政室室長補佐 事務局ですけども、例えば、9ページの一番下のところに括弧書きで（例えば、ISO 9001又はISO/IEC 17025をインセンティブの基準）とかという表現だったらどうでしょうか。

○田中正廣委員 ありがとうございます。

○高増座長 では、ちょっとそこを追加させていただいて、2番目のところは、私はよく把握できなかったんですけど、もう一回ちょっと。

○田中正廣委員 私ども計量証明事業所というのは、3年をめぐりに計量検定所から立入検査を受けております。それは、検査マニュアルに基づいて実施されていると思いますが、そのマニュアルというのは基本的には非公開になっております。自治事務が20年ほど経っていることによって、若干解釈の違いで、例えば愛知県と大阪、あるいは宮城県と福岡で

見ると、指導の内容が若干ずつ違ってきています。それがここに書かれている自治事務の差が出るとか、そういったことになってきています。特にグローバル化というか、企業が大きくなり、自治体を超えて同じ会社になれば、県によって違うことがはっきり分かります。それが今回、私どもが提案させてもらった理由でもありますので、そういうマニュアル的なものが、公開できないかなということのご要望でございます。

○高増座長 解釈の統一性とか、そういう話は書かれているわけですね。ただちょっと、検査マニュアルを公開するというのはなかなか。

○石川計量行政室室長補佐 計量法第148条に基づく立入検査は、拒否したり虚偽の報告をした場合には罰則が適用されるものであり、公権力の行使ということになります。このため、立入検査に関するマニュアルを公開するという問題は、解釈の統一の問題とは異なると思いますので、そうした要望を受け入れるのは難しいと思います。

○田中正廣委員 わかりました、すみません。

○高増座長 ご意見としてはお伺いさせていただけたと思います。

では、ほかの部分を含めて、何かご発言はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○高増座長 ありがとうございます。

では、最後、残りの部分、Ⅲ. その他の問題提起と、最後に「おわりに」という部分がありますので、そこについて、まず事務局より説明をお願いいたします。

○田中計量行政室室長補佐 事務局より説明をさせていただきます。

ページ番号は14ページから最後の17ページまでになります。

こちらでは、大きなⅢ. として、その他今後検討すべきものとして問題提起された論点ということでまとめております。こちらは第1回、第2回の検討会の中で問題提起をいただいたもの、また、事務局から問題提起をしたものもございしますが、こちらにつきまして記載をしております。

こちらにつきましては、「Ⅰ. はじめに」で冒頭にご説明を差し上げましたが、そういった趣旨で、「はじめに」にまとめたような記載をした内容につきまして、まとめたものでございます。

初めに、(1) 水素ディペンダーにつきましては、2回目の検討会で問題提起をいただいております。こちらにつきましては、今後の水素ステーションの普及の進展を見据えて、現時点で必ずしも直ちに特定計量器として規制対象に加えなければならないとは言い切れ

ないものの、計量器の信頼性確保のための検討を進めるべきではないかという問題提起をいただいております。ただし、こちらにつきましては、検討を進めるに当たっては、燃料電池自動車の普及状況を踏まえるとともに、規制の必要性や社会的効果・影響、実施主体、そういったものについても検討をする必要があると認識をしております。

二つ目でございますが、(2) ソフトウェア等の技術確認による計量器の規制ということでございまして、こちらにつきましては、2回目の検討会にて問題提起をいただいております。こちらにつきましては、計量器は、現在、IoTの端末の一部としてインターネットに接続されることが一般的になっておりまして、今後さらなる活用が拡大して、効率的な社会活動に大いに貢献が期待されております。

こちらにつきましては、例も記載をしておりますが、まだサイバーセキュリティーが十分でないことによる不正による改ざん、システムエラーといったところの課題も現状は残っております。こちらにつきましては、計量器の規制のあり方等につきまして検討すべきではないかという問題提起がございました。こちらにつきましては、まずは、計量関係団体や工業会のほうにおいて共通的課題を抽出していただいた上で、調査委員会などを設置して、具体的なルールやガイドライン等を策定することが期待されるとしております。

次に、(3) 特殊容器制度でございますが、こちらにつきましては、2回目の検討会で説明を差し上げました特殊容器の件でございます。発泡酒や第三のビールが認められるようにという問題提起でございます。

次に、15ページの(4)でございますが、利便性の向上・手続の効率化というところで項目をまとめておりますが、こちらにつきましては、1回目、2回目でJCSSの登録やMLAPの認定について、事業者の利便性向上のために、より柔軟な手段で電子申請ができるように検討すべきではないかという問題提起を複数の委員からいただいておりますので、こちらにつきましてはの意見をまとめております。

最後に、(5)でございますが、行財政改革への対応の必要性ということで、広いテーマで記載をしておりますが、こちらにつきましては、例えば、計量行政に携わる地方自治体について、一部自治組合や広域連合のような形で集めて、補完して助け合っていくことを検討すべきではないかというご意見があったということ、問題提起でまとめさせていただきます。

次のページでございますが、16ページでございます。「おわりに」というところでございますが、こちらで報告書の終わりに記載をした結びということになっております。ここ

は読み上げたいと思います。

「以上のように本検討会においては、委員からなされた要望を論点として整理し、計量制度の見直しを実現するにあたっての解決すべき課題を示したが、本報告書に基づき計量制度関係者において課題の検討が行われ、速やかに計量行政審議会において、制度見直しの検討が行われることを期待する。ただし、法令の措置の必要となるものは、見直しの必要性・意義、社会的効果・影響等について十分留意する必要がある。また、その他今後検討すべきものとして問題提起された論点についても積極的に検討を進める必要がある。今後も、国、地方自治体、計量制度関係者が連携・協力し、計量制度見直しの議論が深まることを期待する。」と記載をしております。こちらについてもご審議を賜ればと考えております。

最後に、17ページには委員名簿を添付しております。

事務局からは以上でございます。

○高増座長 ありがとうございます。

では、今ご説明のあったⅢのその他の部分、それから、最後の「おわりに」の部分について、修正、追加等のご意見をいただきたいと思います。ご発言をお願いいたします。

○後藤委員 JEMICの後藤です。

Ⅲの（２）ソフトウェア等の技術確認による計量器の規制というところで、私どものところは、スマートメーターを初め、電気メーターの型式承認とか、検定等も行っている機関でございます。

ここに記述の内容は我々も問題意識を持っております。今後検討すべき課題であるかと思えます。我々のところの機関の名前をどこで読むのかはわからないのですが、我々のところの機関の名前も入れていただきまして、委員会などが設置されたときに参加させていただけたらというふうに思いますので、よろしく願います。

○高増座長 ありがとうございます。ここは、最後に「調査委員会を設置し」というふうに書かせていただいております。非常に今後に関して重要な部分だというふうには書かれていると思います。ありがとうございます。

ほかに何かご発言はございますでしょうか。

○小島氏 今後藤様のご意見にちょっとあわせて、「おわりに」のところの一番最後のくだりなんです、「国・地方自治体、計量制度関係者が連携し」というふうにうたっておりますが、計量制度関係者というのはどのような方を指すのでしょうか。

○高増座長 一番最後です。どうですか。

○田中計量行政室室長補佐 ここは、位置づけとしては本当に計量制度に携わる方ということ、広く皆さんという意味合いなんですけれども、もし必要でしたら、ここは例えば修文案を、ご検討いただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○小島氏 そういう結論であれば構わないのですが、先ほどの後藤さんの話にありましたように、表現によって機関が読めないようなことがあると問題かなと思ったものですから、計量制度関係者の中に関係者の皆さんがお入りになるということであれば、それで結構でございます。

○高増座長 どうでしょうか。先ほどでは「計量関係団体」と書かれていて、こちらは「計量制度関係者」と書かれていて、多分関係者のほうが広いのですかね。

○小島氏 制度というよりも、計量関係者とかというふうにさせていただいたほうがいいかなと思ったものですが。

○高増座長 そうですね、もっと幅広いほうがいいです。では、ありがとうございます。

「おわりに」の一番最後のところ、「国・地方自治体、計量関係者が」というような書き方でよろしいでしょうか。

ほかに。

○堀井委員 大枠の3番の、今後検討すべき課題としての問題点ですが、今後の審議会の場での取り扱いはどういうふうになるのでしょうか。

○高増座長 今後について何かあれば、少しお話しいただけますか。

○田中計量行政室室長補佐 今後につきましては、具体的には、1ページ目にお戻りをいただければと思いますが、報告書(案)に記載をさせていただいている内容で言いますと、「I. はじめに」の一番最後の段落になりますが、今後報告書においてその他検討すべきものとして問題提起された論点、これは大きなⅢ. を指しておりますが、これも、今後の本格的な計量制度の見直しにおいて、これらを取り扱うことも視野に入れてということですので、今後についても、本格的な計量制度の見直しについて、これも取り扱うということとはあるというふうにお考えいただければと思います。

○高増座長 この報告書は、基本的には計量行政審議会においても議論を進めるというようなことだと思います。ありがとうございます。

ほかに何かご発言はございますでしょうか。

どうぞ。

○村松氏 まだ最後のところだけですね。

○高増座長 全体はこの後でまた。

Ⅲと「おわりに」のところ、何かほかにご発言はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○高増座長 では、一応この項目についての審議はこれまでにします。

今、お話があったように、これで、一応報告書を通して一通り審議を行ったこととなりますけど、もう一回全体的に振り返りまして、全体的な話でも個々の場所でも、ご発言があればお受けしたいと思います。どうぞお願いします。

○村松氏 それでは、大変申しわけありません。日計振の村松ですが、13ページを見ていただきたいのですが、その中の商品量目制度で、OIML国際勧告に従った極少量商品の規制追加等ということで書いていただいているのですが、ここの提案の趣旨そのものは、これは行政の皆さんからもあったというふうに伺っておりますが、日計振のほうは、特に5グラム未満のもの、この許容差の創設ということを考えておりますので、行政機関のほうはそれ以外の全体を見直すということが書かれていたのかどうかはわかりませんが、日計振としては、例えば、解決すべき課題のところは、極少量商品のところ、一つ目の●だけが該当しておりまして、二つ目のR87をそのままサンプリングによる平均値手法をベースにしておりというふうになっているところですが、例えば、現在実際に商品管理をする上で、5グラム未満のもの、これは、立入検査する場合については数が32個以上ロットであるというのがあると思いますが、通常、計量士等が適正計量管理事業所で関与する範囲は、数量が32あるわけではありませんので、そうすると、32未満の場合は全てを計量すると、そういう立場になっています。したがって、このポツについては、私どもの立場だとすると、特に該当しないという考え方でございますけれども、ほかでそういう意見が出ていたのでしょうか。そこをお教えください。

○石川計量行政室室長補佐 2番目の●を記載した趣旨として、第2回検討会において、極少量商品(5グラム未満)の規制との関係でR87のサンプルによる平均値手法について議論したと記憶しております。仮に2番目の●を記載することが不適切であるということであれば、削除しても問題はないと思います。

○村松氏 もしほかのところでもそうしたお考えがなければ、あくまで一番低いところ、5グラムまでのものをお考えいただきたい、検討いただきたいというのが趣旨でございます

ので、私どもとしては、下側は不要だと考えております。

○高増座長 わかりました。では、今のお話は13ページの。

○戸谷委員 自動はかりの規制対象の追加との関係で私が質問したことに、恐らく端を発していると思います。

国際整合性というのは一つ理由になっておりましたので、そうであれば、計量器自体の規制のみならず、量目についても国際整合性を確保する観点から、R87をセットで提案されているのですかと聞きましたところ、論理的には関係があるというお答えがあったと記憶しております。その意味で残していただきたいと私は考えます。

○高増座長 どうでしょうか。そういうご指摘もあったということでは、残していいということでしょうか。では、こういうご指摘もあったということで、ここは残させていただきたいと思います。ありがとうございました。

では、ほかに何かご指摘は。

○河住委員 全体的な中で、8ページの(3)の検定等の履歴を明らかにするシステムの創設、ここについて、これがここに入っているのはちょっとどうかなという感じがしているのですが、具体性がまだ余りないので、政省令で対応する項目のほかのものに比べて違和感があるという感じがするので、どちらかという、最後に今後検討する問題として提起された論点と、そちらに入るのではないかという気がするのですが、いかがでしょうか。

○田中計量行政室室長補佐 こちらは計工連・堀井委員よりご要望をいただいていることでもありますので、堀井委員にお尋ねしたいのですが、いかがでしょうか。

○堀井委員 私どもとしては、消費者が目前で使われている計量器が安全かどうか、正しいかどうかということをはっきり知っていただくためには、ICタグなりバーコードが入っている計量器のほうがよりわかりやすいこと。はかりの使用者にとっても、どういう修理過程、修理をやっているとかの履歴がわかるほうがいいのではと思っています。せっかくの機会でありますので、できるだけ早くそういったものを取り入れていただいたほうが良いという考え方です。

○高増座長 どこへ入れるかというのはいろいろ考え方があると思うんですけど、新しいことで技術革新とか社会環境への対応ということで入るような気がいたしますので、このままでもいいのではないかと思いますけど、どうでしょうか。

○河住委員 私は、この内容については非常に素晴らしいことなので、ぜひ記述すべきだと思いますが、ちょっと残念なのは、もう少し具体的に、例えばこういう方法でとかがあ

ればいいのですが、発想だけはいいいのですが、具体性がないので、例えばこういうことをやってとか、例示されていれば、まだここにおさまりがいいのですが、ちょっとその辺はいかがなんでしょうか。例示できるような気もするので、例えば、ソフトでやるのかハードでやるかもわからないし、計量器にどういう関係が出てくるのか、それもわからないものですから、そこが入っていれば、ここでもいいなと思いますけど。

○高増座長 ご意見はごもっともだと思えますけど、それもいろんな場所で、そういう具体的なものというのは今後解決すべき課題なのかと思いますし、今ご発言があったように、結構重要なところなので、一応事務局案に従ってここに入れさせていただくということでご了承いただくとありがたいのですが、よろしいでしょうか。本当に具体化して、ほかの場所もそうで、実現に向けては、やはり具体化の作業というのは非常に重要だということで、どうもご意見ありがとうございました。

では、ほかの部分について何か。

○片桐委員 言葉の問題でちょっと戻りますけども、3ページの四角囲みの下のほうなんですが、一番最後の●で指定検定機関には云々とあって、最後に、指定検定機関にはこれらの業務範囲は認めるべきではないのではないかという書き方がちょっとわかりにくいかなと思ってまして、ここは含めるべきだと言っているのか。そういう理解でいいですよな。

○田中計量行政室室長補佐 ここは、どちらであるかということ、認めないべきではないかということです。ここは丁寧に記載するようにいたします。

○片桐委員 ちょっと難しい言い回しなので、認めるのか、認めないのか。

○高増座長 ありがとうございます。ちょっと表現がわかりにくいので、少し書き方を修正したいと思います。どうもありがとうございました。

ほかに何かございますでしょうか。

○根本氏 6ページの自動はかりの特定計量器の追加の検討をお願いするときに、ここにMTLの活用、それから、MTLを活用する計量器の種類の検討、このところと一緒に加えていただけないでしょうか。

○高増座長 自動はかりの特定計量器への追加の解決すべき課題の中にMTLということでしょうか。

○根本氏 6ページの解決すべき課題に入れるか、それとも、2ページのMTLのほうの解決すべき課題のほうに入れるかはどちらかという判断をしていただきたいのですが、自動は

かりの特定計量器の追加ということで書かれておりますので、特に、MTLの活用は、こういった新たな計量器については特に検討すべきではないかと、そういうことで、ここもリンクづけをお願いしたいなと思っております。

○高増座長 ありがとうございます。非常に有意義なご意見だと思いますので、わかりやすさだったら、自動はかりのほうに書いたほうがいい。

○田中計量行政室室長補佐 これはもう少し趣旨を確認したいのですけれども、MTLの中でも、新しく特定計量器に追加するものは、特に検討が必要だと、そういうご趣旨で入れてくださいということですか。

○根本氏 はい、そうです。

○田中計量行政室室長補佐 承知いたしました。

○高増座長 特に必要だというか、そういうところから導入していくほうがやりやすいというようなこともあるのでしょうか。

○関野計量行政室室長補佐 そうしましたら、7ページの文章は委員長と事務局にお任せしていただきたいのですけれども、下から2番目の○のところに型式承認試験、検査方法、検査周期というふうにございますので、今の根本様のご発言の趣旨は、型式承認試験におけるMTLということであろうと思いますので、ここに何らかの形で黒ポツで加えるとか、そういう趣旨の一文を入れさせていただければと思います。

○根本氏 よろしく願いいたします。

○高増座長 わかりました。

7ページの自動はかりの解決すべき課題の下から2番目の○の型式承認試験のところにMTLの活用の検討ということを加えるということによろしいでしょうか。ありがとうございました。

では、ほかに何かご発言はございますでしょうか。

○関野計量行政室室長補佐 事務局から誠に申し訳ないのですけれども、4ページのところで、指定製造事業者の解決すべき課題の四角囲みのところの二つ目の●なのですが、「既に指定された指定製造事業者への影響や」というところと、その後段は別のことを言っているの、前段と後段は●を分けさせていただければと思います。後段のISO 9001の認証結果に問題があった場合に影響を与えるため、社内規格類の書類の提出やサーベイランスの結果の報告を課すべきではないかと、これはこれで一文完結をしているのですけれども、前段はまた別のことを言ってございますので、これは、申し訳ないのですけど、分けさせ

ていただければと思います。

以上でございます。

○高増座長 前段の「既に指定された指定製造事業者への影響」というところを分けて書くということですが、よろしいでしょうか。そのほうがわかりやすいと思いますので。

では、よろしいでしょうか。

これで一通り報告書の審議を行えたということになります。

きょうは修正・追加等のご指摘をいただきました。基本的には、それぞれについてその場で了解をいただきましたけど、細かい文章の書き方については、これは座長に一任させていただければ、私から指示をして、事務局と相談をして、適切な対応をしたいと思いますが、ご了承いただけますでしょうか。

(異議なし)

○高増座長 どうもありがとうございます。

では、きょうの修正・追加内容については座長の私に一任していただいたということで、取りまとめを進めさせていただきます。どうもありがとうございました。よろしく願いいたします。

2. その他

では最後、議題はその他です。本日の議題は以上です。その他の議題としては挨拶等がございますが、何か特別にご発言があればお伺いいたしますけど、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○高増座長 それでは、本日をもって検討会の開催は最後とさせていただきます。

ご挨拶に移りますが、これより写真の撮影は許可をしたいと思います。よろしく願いいたします。

では、僭越ですけど、まず、私のほうから一言ご挨拶させていただきます。

短い期間でしたけど、参加の皆さんが熱心に討論をしていただいたということで、非常に活発な討論ができ、いい内容がまとめられたのではないかというふうに思います。討論に参加していただいた皆様、それから、いろいろ意見を言っていたいただいた皆様、それから、短い時間で非常にうまく取りまとめをしていただいた事務局に感謝したいと思います。どうもありがとうございました。

やはり、報告書にも書いてあるように、安全・安心で高度化された社会の基礎を支えるのは高い信頼性を持った計量だというふうに思っております。こういうものが産業とか我々の生活を支えていくのだと思います。報告書（案）はとてもいいものができたと思うんですけど、これを具体的に今後実施していかなくてはいけないのには、報告書にも書かれており、いろんなところで精査とか検討とかが必要だということです。

特に、これから実際にやっていくためには、広い人たちの理解が必要で、消費者だとか製造業者でも、こういう計量関係ではない自動車だとか電気だとか、そういうものの製造者の方々に理解していただかなくてはいけないので、ぜひ今後の検討を進めるためのいろんなデータを出していただくというようなことに、今後協力していただきたいと思っております。やはり、説得するためには、本当にこれが効果があつて、社会に意義があつてというようなことは、データが必要だと思っております。それから、ここで非常にいい取り組みのことがたくさん書かれているので、例えば、自主的にできることとか先行してできることの検討とかもぜひ行っていただけたらと思っております。

私からは以上で、本当にどうもありがとうございました。

それでは、星野岳穂大臣官房審議官よりご挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○星野大臣官房審議官（産業技術・基準認証担当） どうもありがとうございます。産業技術環境局の星野でございます。

まず、何よりも、高増座長を初めといたしまして、大変ご多忙の中お集まりいただきました委員の皆様方、それから、ご参加いただきました皆様方に心より御礼を申し上げたいと思っております。

非常に短い期間で集中してご審議、ご議論、ご検討をいただきまして、第1回が振り返ってまだ記憶に新しいところでございます、2月1日から始まりまして、第2回目が3月2日で、きょうは3月18日でありますから、いろいろな検討会、審議会の中でも、非常に短期間に集中して中身の濃い検討をしていただきまして、まとめていただきまして、改めて御礼を申し上げたいと思っております。

特に、第1回目の検討会で、それぞれの計工連様ですとか、日計振様、日環協様、それから、JEMIC理事の方々を初めとして、多くの皆様方にそれぞれご意見をいただきましたものですから、非常に幅の広い視点からご意見をいただきまして、この幅の広い中で、それを民間の皆様方の産業促進と技術革新と規制範囲の見直しということで、三つの大きな柱に

体系的にさせていただきましたので、これが今後の計量制度の見直しということの大きな三つの視点になりましたので、わかりやすくなりまして、心よりありがたいと思っております。

4月以降、来年度ですから、来月になりますけれども、できるだけ早くメンバーの委員の先生方との調整もしながら、計量行政審議会を開催して、見直しのことを議論させていただくと思いますが、申し上げるまでもありませんが、この報告書というものがまさにその大きな基盤となるといいでしょうか、方向づけをするというものでございまして、大変貴重なまとめということで、私どもも取り扱わせていただきたいと思います。一部座長には細かい文章のところはお預かりいただきましたけれども、きちっと責任を持って事務局のほうで完成版をつくって、皆様方にもお渡しできればと思っております。

今後もまだまださまざまな議論があると思います。また折に触れて皆様方に、場合によっては個別にご相談に上がることは多いと思いますし、それから、計量行政審議会が始まりますと、それぞれの方々にもまたご参加をいただいて、ご議論いただくようになるとは思いますけれども、これは一つの区切りではございますが、引き続きご協力のほどよろしくお願ひしたいと思います。私どももできるだけ、計量制度というものを時代に合った、あるいは、技術革新の進歩に応じたいものにしていきたいと思っております。これがまたひいては日本の産業競争力でもあり、日本の計量行政と、あるいは、計量制度というものを世界にお示しする証だと思っておりますので、ご協力をよろしくお願ひいたします。

本当に短い間でございましたけれども、長い時間をいただきまして、本当にありがとうございました。

○高増座長 どうもありがとうございました。

では、最後に事務局から、本日審議いただきました報告書の取りまとめ公表の扱いについて、ご説明をお願いします。

○三浦計量行政室長 本日ご議論いただきました点は適切に修正を行いまして、この報告書を正式なものとして、後日、経済産業省のホームページにて公表するというようにしてございます。さらにまた計量制度の見直しの検討に具体的に活用していきたいというふうに考えてございます。3回にわたりまして熱心なご議論をいただきまして、ありがとうございました。

以上でございます。

○高増座長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして計量制度に関する課題検討会を閉会させていただきます。
委員の皆様には計3回にわたって熱心なご審議をいただき、どうもありがとうございました。

— 了 —

お問合せ先

産業技術環境局 計量行政室

電話：03-3501-1688

FAX：03-3501-7851